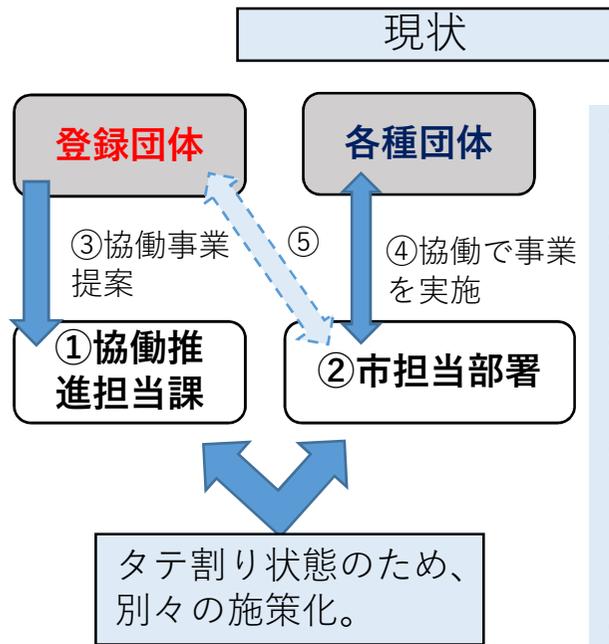


- ①団体の性格の公益性の有無（公益的か共益的か等）や非営利性の有無（営利企業を含むか否か等）を基準とするのではなく、あくまで当該団体の行っている事業が、市との「協働」性を満たすか否かに着目する。
→市との協働性を満たす事業を一定の期間、相当量で行っている団体を（仮称）協働推進団体とする。
- ②市との協働性を満たし得る協働は、下図の②～④の範囲にあるものとする。
- ③市が、その施策や事業の中で協働により行うことができる事業を示し、協働する団体を募る。また、団体から、現行の協働提案制度を改良し、より幅広い団体・活動を認める形の（新）協働事業提案制度を活用してもらい、協働の提案を受ける。
双方向から協働を募ることで協働団体を増やしていく。
- ④各担当課と協働で事業を実施した団体を、同事業を所管する担当課が（仮称）協働推進団体として、コミュニティ推進課に報告する。

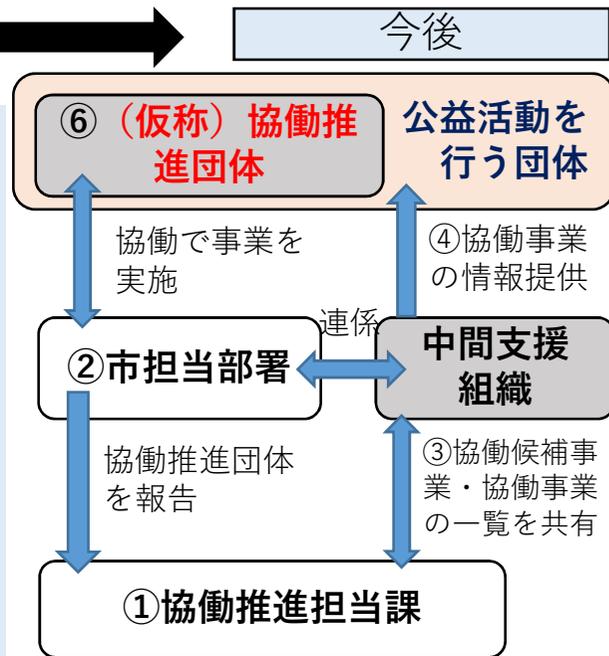
① 主に市民の責任と主体性により行われる。	② 市民の主体性のもと行政の協力により行われる。	③ 市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われる。	④ 行政の主体性のもと市民の協力を得ながら行われる。	⑤ 主に行政の責任と主体性により行われる。
【市民主体】	【市民主導】	【市民・行政同等】	【行政主導】	【行政主体】



②～④の範囲の中で、上記のように様々な協働形態が考えられる。
なお、共同利用施設等の無料使用を認める協働形態をどの範囲とするかを検討する必要がある。

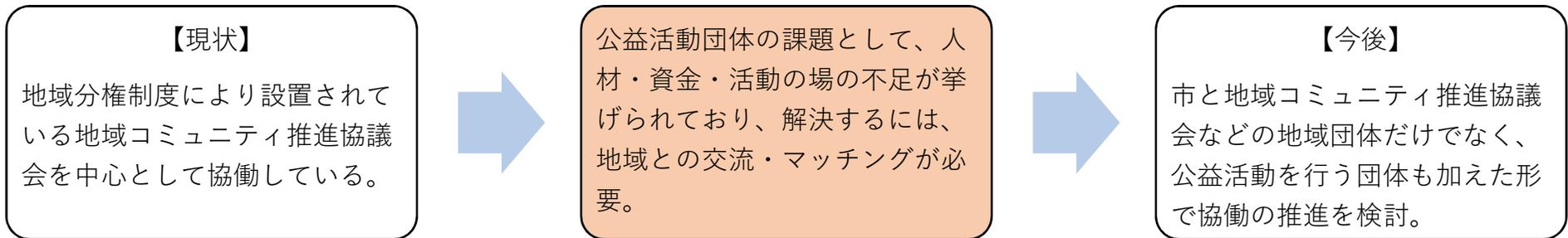


- ①協働推進担当課が市との協働施策・事業を全庁的に把握していない。
- ②各担当部署は、別々の施策として協働を行っている。
- ③協働提案事業を「公益活動促進に関する条例」で規定。
- ④担当部署が協働推進担当課に情報提供した協働事業実施団体について、共同利用施設等の無料使用を認めている。
- ⑤登録団体と市担当部署は関係が希薄。



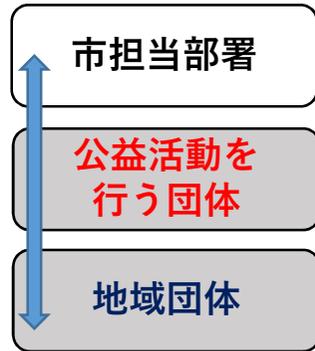
- ①協働推進担当課が市との協働施策・事業を全庁的に把握する。
- ②各担当部署は、その行う協働事業と協働候補事業を協働推進担当課に報告。
- ③協働推進担当課は、市の協働候補事業と協働事業の一覧を中間支援組織と共有。
- ④中間支援組織は、共有した協働候補事業と協働事業を公益活動を行なう団体に情報提供。
- ⑤協働提案事業の改良
- ⑥協働推進団体は、共同利用施設等の無料使用が可能。

地域団体との協働



課題

複数の主体で協働し、地域の課題解決を図る。



- 交流の期待効果：
- ①団体間連携が図られる。
 - ②地域団体は、活動場所、新たな人材を提供する。
 - ③公益活動を行う団体は、地域団体だけでは賅えない役割を補完する。